

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 3 日 (火) 第 453 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 休猟区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (※) (自然保護課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 5
- 保安林の指定予定の通知 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2 件) (障害福祉課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件) (障害福祉課取扱い) 7
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 8
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 8
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 8
- 公共測量の実施 (7 件) (監理課取扱い) 9
- 都市計画道路の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 11

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 11

正 誤

- 鹿 児 島 県 公 報 第 400 号 の 19 (令 和 5 年 3 月 31 日 付 け) の 一 部 訂 正 (※) (人 事 課 取 扱 い) 11

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 731 号

鳥 獣 の 保 護 及 び 管 理 並 び に 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 (平 成 14 年 法 律 第 88 号) 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 休 猟 区 を 指 定 す る 。

令 和 5 年 10 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	区 域	存 続 期 間
下 甑 西 部 休 猟 区 (薩 摩 川 内 市)	薩 摩 川 内 市 下 甑 町 手 打 地 内 に お け る 県 道 手 打 藺 牟 田 港 線 と 県 道 長 浜 手 打 港 線 と の 交 点 を 起 点 と し , 同 点 か ら 同 県 道 を 同 県 道 と 薩 摩 川 内 市 道 手 打 片 野 浦 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 市 道 を 同 市 道 と 浜 田 川 右 岸 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 川 右 岸 を 同 川 右 岸 と 海 岸 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 海 岸 線 を 壁 立 を 経 て , 同 海 岸 線 と 薩 摩 川 内 市 下 甑 町 瀬 々 野 浦 と 同 市 鹿 島 町 藺 牟 田 と の 境 界 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 境 界 線 を 同 境 界 線 と 薩 摩 川 内 市 (旧 下 甑 村) 民 有 林 42 林 班 , 43 林 班 及 び 44 林 班 の 区 域 と 同 民 有 林 52 林 班 , 53 林 班 及 び 54 林 班 の 区	令 和 5 年 11 月 1 日 か ら 令 和 8 年 10 月 31 日 まで

	域との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市道長浜内川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と通称航空自衛隊下甕島分屯基地専用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同専用道路を同専用道路と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道西部 1 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道手打藺傘田港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
--	---

鹿児島県告示第732号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
手蓑特定猟具使用禁止区域	南九州市知覧町郡地内における南九州市道手蓑東線と県道谷山知覧線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と県道指宿鹿児島インター線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市と鹿児島市との境界線との南九州市知覧町郡字迫道鼻地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道指宿鹿児島インター線との同市知覧町永里字迫道地内における北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市と鹿児島市との境界線との南九州市知覧町永里字迫道地内における南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島森林管理署東谷林道19支線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と鹿児島森林管理署国有林18林班と同国有林19林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班い138小班と同林班に193小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班い138小班と同林班い37小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班い138小班と南九州市知覧町民有林26林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線の最も北側の点方向へ進み同点に至り、同点から同点と南九州市道手蓑東線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同市道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 5 年 11月 1 日 から令和 15年10月 31日まで	銃器
県立北薩広	薩摩郡さつま町虎居地内における国道504号	令和 5 年	銃器

域公園特定 猟具使用禁 止区域	と海老川右岸との交点（大徳寺橋）を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と川内川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と同川左岸とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と同川右岸と泊野川左岸との交点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を川内川右岸と泊野川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から川内川右岸を同川右岸とさつま町道五日町川口梁原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道川口日当瀬一ツ木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道川口平川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道東郷山田宮之城線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	11月1日 から令和 15年10月 31日まで	
大隅自然休 養林特定猟 具使用禁止 区域	鹿屋市有武町地内における大隅森林管理署峰越連絡林道高隈線と九州自然歩道（北大隅コース）との交点を起点とし、同点から同自然歩道を同自然歩道と鹿屋市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署国有林160林班と同国有林159林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署大笹柄林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と同国有林161林班と同国有林162林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林161林班と鹿屋市民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林157林班と鹿屋市民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と鹿屋市民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林153林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林152林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林151林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林154林班と同国有林150林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林155林班と同国有林150林班との境界線との交	令和 5 年 11月1日 から令和 15年10月 31日まで	銃器

	点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と大隅森林管理署峰越連絡林道高隅線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
井神島特定 猟具使用禁 止区域	鹿屋市吾平町下名地内における鹿屋市道東線と肝属川左岸との交点（流合橋）を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と肝付町と鹿屋市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道高山吾平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と始良川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と肝属川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と起点とを最短距離で結ぶ直線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月 31 日まで	銃器
城山特定猟 具使用禁止 区域	垂水市市木地内における垂水市道垂水 49 号線と垂水市道丸尾 1 号線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と垂水市道宮田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と垂水市道花子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と垂水市農道第 1 市木野久妻線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と垂水市農道城山中央線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と垂水市農道城山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と垂水市垂水 31 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と垂水市道垂水 26 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と垂水市道 49 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月 31 日まで	銃器
草ノ丘いこ いの森特定 猟具使用禁 止区域	曾於郡大崎町野方地内における大崎町道持留盲歩危線と大崎町道釜ヶ宇都池段線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と大崎町道盲歩危池段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道角堂篠段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道篠段立本線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と志布志市道岩瀬戸 1 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道立本岩瀬戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道針山下原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道立本草野 1 号線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道立本草野 4 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を	令和 5 年 11 月 1 日 から令和 15 年 10 月 31 日まで	銃器

	同市道と大崎町道岡別府持留線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道岡別府大久保線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道持留盲歩危線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
--	---	--	--

鹿児島県告示第733号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年10月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

熊毛郡屋久島町口永良部島字砂ヶ迫1688番1・字大浦山1762番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第734号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年10月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

熊毛郡屋久島町志戸子字紅葉嶽1395番（次の図に示す部分に限る。）、1399番、1401番・1505番79（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第735号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡知名町大字屋者字高アタ子697番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市入来町浦之名字藤ノ尾13440番6，字市之野13602番1，字惣和段13738番4，字花枕13748番1，13754番11，字川原田13864番11
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊佐市大口山野字井立田1438番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有明薬局	志布志市有明町野井倉8035-1	令和 5 年 10月 1 日	育成医療・更生医療
おうじ薬局	鹿屋市王子町3980番地 3	令和 5 年 10月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人健仁会	いちき串木野市大里3869	医療法人健仁会訪問看護ステーションほがらか	いちき串木野市大里3816番地 1	令和 5 年 10月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
しぶし眼科	志布志市志布志町安楽468番地	令和 5 年 10月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

60条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ケーアイ調剤薬局指宿店	指宿市東方8320-1	令和 5 年 10 月 1 日	育成医療・更 生医療
とまと薬局蒲生店	姶良市蒲生町上久徳2560	令和 5 年 10 月 1 日	更生医療

鹿児島県告示第742号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 10 月 3 日から同月 17 日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
出水郡長島町平尾1454番地 6 鶴長洋一
出水郡長島町平尾67番地 1 小崎春海
出水郡長島町平尾2145番地 3 濱崎忠
- 2 加入区
長島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第743号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番 号	更新後の 登録の有 効期限	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は 名称	住 所
鹿児島 県肥第 1310号	令和 8 年 8 月 31 日	魚廃物加 工肥料	マリンブ ロ 541	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	鹿児島ブ ロフーズ 株式会社	いちき串 木野市大 里2762番 地

鹿児島県告示第744号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名 称	調査を行った地域	認証年月 日
奄美市	令和 3 年 7 月 14 日から 令和 5 年 2 月 3 日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市住用町大字城の一部	令和 5 年 9 月 22 日

三島村	令和 2 年 7 月 29 日から 令和 5 年 2 月 21 日まで	地籍図及 び地籍簿	三島村黒島の一部	令和 5 年 9 月 22 日
南大隅町	令和 3 年 7 月 1 日から 令和 5 年 2 月 7 日まで	地籍図及 び地籍簿	南大隅町根占川北の一部	令和 5 年 9 月 22 日
南大隅町	令和 3 年 7 月 1 日から 令和 5 年 2 月 7 日まで	地籍図及 び地籍簿	南大隅町根占辺田の一部	令和 5 年 9 月 22 日
中種子町	令和 3 年 7 月 6 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで	地籍図及 び地籍簿	中種子町増田の一部	令和 5 年 9 月 22 日
中種子町	令和 3 年 7 月 6 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで	地籍図及 び地籍簿	中種子町坂井の一部	令和 5 年 9 月 22 日
瀬戸内町	令和 3 年 6 月 21 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町大字古仁屋及び大 字阿木名の各一部	令和 5 年 9 月 22 日
瀬戸内町	令和 3 年 6 月 21 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町大字久慈の一部	令和 5 年 9 月 22 日
瀬戸内町	令和 3 年 6 月 21 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町大字瀬相の一部	令和 5 年 9 月 22 日
徳之島町	令和 3 年 6 月 22 日から 令和 5 年 2 月 10 日まで	地籍図及 び地籍簿	徳之島町井之川、尾母及び 亀津の各一部	令和 5 年 9 月 22 日

鹿児島県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 28 日から令和 6 年 1 月 24 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

鹿児島県告示第746号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 29 日から令和 6 年 2 月 19 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

鹿児島県告示第747号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 2 月 8 日まで
- 3 作業の地域 知名町田皆地内

鹿児島県告示第748号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量，現地測量，路線測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 9 月 21 日から令和 6 年 2 月 16 日まで
- 3 作業の地域 中種子町増田地内

鹿 児 島 県 告 示 第 749 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により，熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 9 月 21 日から令和 6 年 2 月 16 日まで
- 3 作業の地域 中種子町油久地内

鹿 児 島 県 告 示 第 750 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により，熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 中種子町坂井地内

鹿 児 島 県 告 示 第 751 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により，熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 南種子町中之上地内

鹿 児 島 県 告 示 第 752 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので，同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿 児 島 県 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿 児 島 都 市 計 画 道 路
 - (2) 名称 3・5・74 号磯街道線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鹿 児 島 市 吉 野 町 の 一 部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課 及 び 鹿 児 島 地 域 振 興 局 建 設 部 土 木 建 築 課 並 び に 鹿 児 島 市 建 設 局 道 路 部 街 路 整 備 課
- 4 縦覧期間及び時間

令和 5 年 10 月 3 日から同月 17 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

始良・伊佐地域振興局告示第 40 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条第 2 項の規定により, 指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 10 月 3 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
労協センター事業団国分地域福祉事業所ほのぼの	霧島市国分中央一丁目 9-28	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 I S P タマビル	田嶋 羊子	令和 5 年 9 月 1 日	居宅介護 ・重度訪問介護

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 96 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は, 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 10 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P やじきた道中記 S B	株式会社メーシー	3P0099
回胴式遊技機	L バイオハザード ヴィレッジ X A	株式会社アデリオン	3S1160
回胴式遊技機	S / クランキークレスト / C R	株式会社ミズホ	330208
回胴式遊技機	S / ワードオブライツ II / W F	株式会社エレコ	330291

正 誤

令和 5 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第 400 号の 19 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から 11 行目, 10 行目及び 9 行目	中国残留法人等	中国残留邦人等